

広島県告示第千二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十一月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道御幸松永線	福山市御幸町大字森脇字下畑田四五八番二地先から福山市御幸町大字森脇字下畑田四八三番地先まで	平成二十三年十一月七日